

令和8年(2026年)8月3日

令和7年8月豪雨災害に係る 第2回熊本市災害義援金配分委員会の開催について

「令和7年8月豪雨」に対して全国等から寄せられた義援金について、被災された方々に配分するための熊本市災害義援金配分委員会を開催します。

- 1 日 時 令和8年(2026年)8月6日(木)14時00分～
- 2 場 所 熊本市役所議会棟2階 総務委員会室
- 3 委 員
 - ・ 萱野 晃(熊本市社会福祉協議会会長)
 - ・ 庄田 浩一(日本公認会計士協会南九州会・公認会計士)
 - ・ 出川 聖尚子(熊本学園大学社会福祉学部教授)
 - ・ 村山 寛(熊本市民生委員・児童委員協議会会長)
 - ・ 森高 啓喜(熊本県弁護士会・弁護士)
 - ・ 吉村 芳策(熊本市健康福祉局長)

※ 敬称略
- 4 議事等
 - (1)副委員長の選任
 - (2)報告(義援金等の状況)
 - (3)審議(義援金の配分額等の決定)
 - (4)その他
- 5 その他 会議は公開により開催します。
また、会議の傍聴は、熊本市災害義援金配分委員会傍聴要領に基づき行います。

【お問合せ先】

健康福祉局 健康福祉部 健康福祉政策課
電話:096-328-2340
課長:門岡(かどおか)
副課長:前田(まえだ)

熊本市災害義援金配分委員会 傍聴要領

平成28年5月25日

熊本市災害義援金配分委員会 会長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他委員会の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

(傍聴人数の制限)

第4条 委員会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 委員会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は委員会の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月25日から施行する。

熊本市災害義援金配分委員会 傍聴人受付簿

年 月 日

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			